

第十六回 参議院 文部委員会 會議録 第十五号

昭和二十八年七月二十九日(水曜日)午
前十一時十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君
理事 木村 守江君
荒木正三郎君
八木 秀次君

委員

大谷 賢雄君
大野木 秀次郎君
船木 亨弘君
谷口弥三郎君
吉田 萬次君
高橋 道男君
安部キミ子君
相馬 助治君
深川タマエ君
長谷部ひろ君
須藤 五郎君

政府委員

文部政務次官 福井 勇君
文部省初等中
等教育局長 田中 義男君
文部省管理局長 近藤 直人君

事務局側

常任委員 竹内 敏夫君
会専門員 工樂 英司君
常任委員 会専門員

本日の會議に付した事件

○連合委員会開会の件
○公立学校施設費国庫負担法案(内閣
提出・衆議院送付)

○学校教育法等の一部を改正する法律
案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(川村松助君) 只今より文部
委員会を開会いたします。
暫時休憩いたします。

午前十一時十七分休憩

午後一時五十九分開会

○委員長(川村松助君) 委員会を再開
いたします。

私立学校教職員共済組合法案につ
いて厚生委員会から当文部委員会に對し
て連合委員会開会の申入れがありまし
た。つきましてはこの申入れを受託し
て厚生委員会と連合委員会を開会する
ことに異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) 御異議ないも
のと認めます。日時その他については
厚生委員長と協議してきめる關係上、
その点は委員長に御一任願いたいと思
います。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) それでは御異
議ないと認めて、さよう決定いたしま
す。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記を始め
て。

次に公立学校施設費国庫負担法案を
議題といたします。本法案は去る七月
十四日に提案の理由の説明を聞いてお

ります。質疑は本日が初めてござい
ます。念のため申し上げますが、七月二
十三日に衆議院では修正して本院に送
付になっております。なお委員会にお
いて附帯決議がせられております。御
質疑に入る前に本法律案審議の方法に
ついて総括質問を逐条審議と分けてお
やりになりますか。それとも初めから
一本で差別なしに質疑に入られます
か。

○荒木正三郎君 一括して……。

○委員長(川村松助君) 一括して質疑
に入ること御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) 一括して質疑
に入ります。御質疑のあるかたは御発
言をお願いします。

○深川タマエ君 私はこの法案は悪平
等の典型的なものだと思つておるので
す。と申しますのは、成るほど公立学
校の災害並びに戦災を受けた施設の復
旧をいたしますのに、国が二分の一と
か三分の一を補助することにいたしま
すと、如何にも平等のうちに聞えます
けれども、おの／＼各府県の財政状態
が不均衡がございます上に、やはり災
害にしろ戦災にしろ受けている程度が
各府県で別々でございます。そういた
しますと、折角復旧工事を起そうと思
いまして、たとへば国家が見てくれま
しても自前持のもの財源がないとい
うことになりまして、いつまでもこう
いうふうな施設が復旧いたしません。

教育はやはり国の子供を育てますので
機会均等の原則に則つてやられなくち

やいけませんので、むしろ私はこうい
う問題は、全国一律に危険の程度を標
準にいたして国家のほうで調査いたし
まして、この線以下はどうしても子供
の教育にふさわしくない施設であると
いう鑑定が下されましたら、それ以上
の危険校舎に對しましては国家の財源
によりまして早く修築すべきであつ
て、そのために地方財源のごほごが
あるといたしますと、別個に幾らかの
金を国家が吸い上げるといふふうにし
ることが理想でないかしらんと考えて
いるわけでございます。この法案のみ
ならず最近文部省から出て来ますこの
種類の法案はみんなこういふもので、
どうも極端に悪平等に聞えますので、
なぜこういふふうになさいますのか、
ちよつとお尋ねいたします。

○政府委員(近藤直人君) 質問の要旨
は、要するに戦災学校の復旧補助金或
いは災害学校の復旧補助金取いは老朽
学校の政策の補助金、そういうものに
ばら／＼に出すということは面白くな
い、やはりこれは当該町村の財政規模
を檢討して、その財政規模に応じて何
らか一本でこれは国が補助をするなり
助成をする、そういう措置が望ましい
のではないかと、いふふうには解釈い
たのでございまして、成るほど御指摘の
やうな面の關係に限つて申しますれば、
確かにこの学校校舎に對しまして、或
いは危険校舎の補助金とか或いは災害
学校の補助金というものがございま
すが、これはそれ／＼対象が異なつてお
りますので、どうしてもかような別々
の助成の途が必要になるのではないか
と考えます。御趣旨は誠に御尤もで

と考えます。御趣旨は誠に御尤もで

日平衡交付金という制度がございま
し、それによつて町村財政の平衡化と
いうことを図つておるのだからと思
うのでございまして、さういふ意味にお
きましては、これは平衡交付金のみ
によつてこれを平衡化する、均衡を保つ
ということも、これは御指摘の通りで
あろうかと思ひますが、併しながら平
衡交付金は、平衡交付金としての、又
別の使命がございまして、そのみによ
つてこれは町村財政の不均衡化とい
うことは救済されるものではないとい
ふふうに考えられますので、やはり教育
の面につきましては、これは別の補助
の手段を講じ、或いは農林關係につ
きましては別の補助の手段を講じ、又厚
生關係につきましては別の補助の手段
を講ずるといふことがどうしても必要
になつて来るのじやないかと思つので
ございまして、従ひまして御指摘のよ
うに、確かに各方面から補助が当該町
村に出るといふことは好ましい姿では
ないという考えであります、現実では
在り方としては、やはりこういう補助
がどうしても必要にならざるを得な
い、こういうことではないかと考へる
のでございまして、成るほど御指摘のよ
うな面の關係に限つて申しますれば、
確かにこの学校校舎に對しまして、或
いは危険校舎の補助金とか或いは災害
学校の補助金というものがございま
すが、これはそれ／＼対象が異なつてお
りますので、どうしてもかような別々
の助成の途が必要になるのではないか
と考えます。御趣旨は誠に御尤もで

と考えます。御趣旨は誠に御尤もで

ざいですが、現状においては、やはりこのような制度がどうしても止むを得ないのではないかと、かように考えております。

○深川タマエ君 文部大臣の御出席があつてくれたほうがよかつたと思つてございませうけれども、現状においては、止むを得ないと仰せになりますけれども、私は改選の余地があると思つてございませう。こういうふうなやり方になつてしまつたら、たまたま富裕県でございしたら或る程度の施設の復旧ができるでしょうが、併し自前持で金の抽出方法のない貧困県でございしたら、ひどい危険な校舎もつと我慢して子供の教育をしなければならぬといふことになりませうと、これは非常に弊害が多い、それからもう一つ平衡交付金が多めに準備されておるようでございますが、今年の予算では、僅か五十億で平衡交付金の中で一昨日ここを通過いたしました学校の先生の年末手当が、今度は期末手当と勤労手当にわけられました、それでも二十億減つてしまつて、あと三十億しかない、こんな小額な平衡交付金では大きな仕事はできませんので、危険の度合のひどい所から、順々に全国無差別に調査いたしましたして、危険の度合のひどい所から国庫で負担するのが理想だと思つて、急場には間に合わぬいかも知れませんが、文部当局はこういうことをよく考へてもらいたいといふことを希望として申上げておきます。

○委員長(川村松助君) ほかに御質疑ございませぬか。
○荒木正三郎君 この法案の第五条の二項に關係をいたしましてお尋ねをいた

たしますが、この第二項については、衆議院のほうで修正になつております「政令で定める」ところを「その教育を行うのに必要な最低限度の」といふ省のほうとしては「その教育を行うのに必要な最低限度の」とは、どの程度を考へておるかといふことについて一つ伺ひたいと思つて、従来は生徒一人当り小学校が〇・七坪といふような基準になつておつたのですが、これをやはり今後最低基準として保つて行くのか、或いはこれは戦後の応急的なものであつて、今日では最低基準以下のものであるといふふうにも私も考へておられますが、文部省のほうではどのようにお考へになつておられますか、その点をお伺ひしたい。

○政府委員(近藤直人君) お答えいたします。確か昭和二十二年から新制中学の整備の国庫補助が開始されたことと記憶しておりますが、爾後今日まで国の補助の基準をいたしましては、御指摘のように一人〇・七坪といふ基準で参つておるのでございませう。今日までそれが国の補助といたしまして、二百億以上のものでございまして、二百億記憶いたしておりますので、この〇・七坪といふ基準につきましては、確かに応急最低基準でございまして、これはすでに御存じと思つて、廊下と教室と便所といふ誠に貧弱な状態の最低基準でございませう。我々は決してこれ以上十分と考へておりませぬ、又学校側といたしましては非常に不自由を感じておることは承知しておりますが、如何せん財政の都合上今日まで〇・七坪といふことで参つて来たのであります。併しながら大体〇・七坪も

はほぼ目的を達しました、と申しますのは、当初の不足坪数をほぼ充足いたしました結果でございませう。これは勿論計数上の充足でございませうが、ほゞ〇・七坪の充足を今まさに見んとしておられますので、従ひまして将来はこれほどどうしても最低基準までこれを引上げなければならぬといふことを強く要望しております。又私もさきほど考へておられますので、是非これを最低基準の線まで持つて行きたいといふふうにお考へておられます。その最低基準と申しますのは、〇・七坪に予想しておられます廊下とか教室とか便所のほか管理室、これは職員室でございませうが、管理室のほかに特別教室といつたものを加へまして、これは結局生徒一人当り一・二六坪になるわけでございますが、この一・二六坪までは是非充足したい、将来は是非この線まで充足したい、かように考へておられますが、只今私どもの考へていたしましては、これは〇・七坪を完成いたしました時におきまして、この一・二六坪の充足という問題を取上げておきたい、実はさきような心組を持つております。一・二六坪と申しまして、必ずしも十分ではございませぬが、当面と申しましては最低基準で困難を極めております学校に對しまして、この一・二六坪ができれば、相当私は充足されるのではないかと考へておられます。

○荒木正三郎君 そつたいたしますと、公立学校の施設の建築に要する経費に對して補助する場合、現在の〇・七坪から一・二六坪にまで整備されるまでは国庫の補助をやつて行く、こういうふうな考へを持つておられるといふよう

うに解釈していいわけですか。
○政府委員(近藤直人君) さうでございます。

○荒木正三郎君 それからこの法案に、地域的な考慮が全然払われておらないやうでございませうが、私の考へでは、地域的な考慮を払ふ必要があるのではないかと考へておるものであります。それは北海道の例でございませう。北海道に對しまして国が補助をして行く場合、これは明らかに特別な考慮を払つておられます。で、私は今ここに一々具體的な例を申し上げませんが、ただ一例だけを申し上げても、公共土木施設に對しましては、災害復旧補助といたしまして北海道以外の府県に對しましては三分の二の補助であるのに對して、北海道の場合は五分の四を補助をいたしておられます。これはやはり氣候といふ特殊なものがあるやうな候といふ相當違ひがあるといふふうな点を考慮された結果であると思つておられます。従つて学校建設のような土木事業に對しては、北海道を特別に他の例にならつてみる必要があるやうに私は思つておられますが、さういふ点について文部省の見解を伺ひたいと思つておられます。

○政府委員(近藤直人君) お話は北海道に對する補助率の点につきまして特別に内地と違つた措置が必要じやないかといふことかと思つておられますが、この点につきましては、確かに御指摘のごとく公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の面におきましては、確かに北海道に對しては特殊な扱いをしておることと申します。その他森林法とか或いは道路法とかいふやうな面におきましては、さういふ扱いをしておるやうでございませう、と申しますの

は、これは北海道の特殊性といふことが考慮された結果であらうと思つておられます。従ひましてこの公立学校施設費国庫負担法におきましても、北海道に對しては特別な扱いをすべきじやないかといふ御意見は一応御尤もでございますが、併しながらこの点につきましては、私も従来北海道につきましては単価の点につきましては特別な考慮を払つておられます。又坪数の配分の際におきましても、北海道につきましては事実上特別な配分の考慮を払つておられますので、これによつては北海道に對する扱いをいたしましてはいいのじやないかといふふうにお考へておられますので、本法案におきましても、北海道につきまして特別な補助率を設けるといふことは考へていたしませんで、これは従来通り事実上の扱いとして考慮を払うといふやうに考へておられます。

○荒木正三郎君 私は北海道の特殊性といふものはやはり尊重さるべき性質の問題だといふふうにお考へておられます。併し今局長の説明では、実際上の取計らいの上におきまして考慮をしておる。特に単価確かに北海道の場合は基礎工事その他に對して内地と違つた点があると思つておられます。さういふ単価の問題或いは坪数等の問題でそれを補うやうな配慮をして頂く、こういう説明がありましたので、私もこれ以上は申し上げませぬが、この点は十分留意して今後やつて頂きたいといふことを希望申上げておきます。

○委員長(川村松助君) ほかに御発言ありませんか。質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記を付けて。

それでは討論に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○荒木正三郎君 私には社会党第四控室を代表いたしまして、本法案に賛成の意見を申し上げます。ただ本法案につきましては附帯決議を附したいと考えておりますので、その内容を只今から申し上げます。

本委員会は、公立学校施設費国庫負担法案に対し、次の通り決議する。

一 災害復旧及び戦災復旧に要する経費の算定基準を政令で定めるにあつては、従来の基準によることな

く、とりあえず少くとも最低基準までの復旧を実現するとともに、さらに将来は原形復旧が実現されるよう考慮すること。

二 災害復旧の国庫負担率は三分の二であるが災害の地域及び災害の種類並びにその程度によつてはこの率を更に引上げることとを考慮すること。

三 災害復旧の適用除外の限度額を政令で定めるにあつては、建物、建物以外の工作物、土地及び設備についてそれぞれ十万円とすること。

四 義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費の算定

基準としての教育を行うに必要な最低限度の坪数については、現行の生徒一人当り〇・七坪は単に終戦直後の暫定措置であるから中学校の校舎については補正付一・二六坪、小学校及びろう学校校舎については二・八八坪及び寄宿舎については五・〇〇坪迄、速かにその基準の引上げが実現できるように措置することとし又衆議院送付案の附則第三項第一号の児童及び生徒の数を政令で定めるにあつては、これをその年度当初現在の児童及び生徒の数とするにと。

五 積雪寒冷湿潤地帯の中学校の外連やかに小学校、盲学校及びろう学校の屋内運動場についても予算措置を講ずること。

六 公立諸学校の国庫負担金の予算については防火地域外にも鉄筋造(鉄骨造を含む)が建築できるように措置すること。

七 以上の公立学校の施設の整備については、教育の重要性にかんがみ、合理的な次計画をたてて速やかに完了するよう予算措置すること。

以上でございます。

○相馬助治君 只今議題となつております公立学校施設費国庫負担法につきまして、私は社会党の第二控室を代表して賛成の意思を表明いたします。日本が文化国家建設ということを諷しながら、財政上の理由を以て学校施設等について、なか／＼思うように進まないことは誠に残念なことであり、且つ又財政上のしわ寄せが特に教育の面に寄せられて、戦災復旧の公立学校の施設というものもまい状態に行つていないことは誠に私どもの遺憾とした

ところでございまして、これらの経緯に鑑みまして、復旧の経費について国庫負担の内容を明確にし、公立学校の施設の整備を促進し、学校教育の円滑な実施を確保するという意味合いを以て本法案を提案いたしました政府に対し、一応敬意を表す次第でございます。而も衆議院におきまして、その国庫負担の負担率その他について、誠に妥当な修正が行われましたし、且つ又只今同僚荒木委員によつて極めて必要な、極めて重要な附帯決議案が提案されたのでございまして、この法律案が施行されるならば、公立学校の施設について格段の進捗を見ることは疑いを入れないところで存じます。この際文部当局においても、いま一段の努力をされることを要望いたしまして、私は荒木委員提案の附帯決議を添えて、只今議題となつております公立学校施設費国庫負担法案、衆議院修正にかゝる送付原案に対して、賛成の意思を表明いたします。

○深川タマエ君 この原案は、必ず一定額は各地方財政が負担しなければならぬ原則になつております関係上、如何に危険の度合が高い、そうして又そういう学校の数多くを背負つてい

る府県がありまして、たまた／＼その地方の財源が貧困でありますときは、いづつになりまして復旧工事が困難といふ大きな欠点を持つて存じます。又現状の平衡交付金制度によりまして、この欠点を完全に補うことができないと存じますので、将来は速かに、府県別ではなく、全国一律に危険の度合の高い校舎は、全国一律に危険な校舎にして、速かに義務教育を安全な校舎において学ばせることができま

すように御配慮されますことを希望いたしまして、本案を暫定措置として改進黨は賛成いたします。

○高橋運男君 私も衆議院から修正を経て送付された本案に賛成いたしま

す。なお、希望として申し上げたいことは、この災害復旧の場合にも、単に原形復旧にとどまらず、その必要に依りては、改善或いは拡張なども加えて復旧しなければならぬことも再々あると思ふのでございしますが、そういう場合

には、予算の関係から、原形復旧ということに因りて措置されることは当然だと思ふのでありますが、ややともすれば、形式的にそういうようなところにしわ寄せされる虞れもあ

りますので、将来のことを考えて、復旧ということには、改善、拡張といふことも含めて措置されるように希望いたします。

それからもう一つは、義務教育の年限の延長によつて、逐年校舎の拡張などが行われ、又児童、生徒の増加によつても校舎の拡張が行われるのであります。校舎の拡張といふことは、単に校舎の拡張のみにとどまらず、敷地、土地も又拡張しなければならぬといふことが必然的に伴つて起り得ると思ふのであります。そういう場合にお

きまして、校地の獲得ということに於いて、殊に都会地帯におきましては、その方法が、周囲の状況からして、しばしば困難な状況に追い込まれてい

るようなことも事実でございます。そういう場合には、関係諸機関におきまして、単にこの校舎の建設に関する予算措置といふことにとどまらず、土地

の獲得その他のことにつきましても、

それでお力添えを頂いて、この義務教育諸学校の拡充、充実に資せられることを希望いたします。私の賛成意見を申し上げます。なお、私が申し上げたことと若干相違することがあるかも知れんと思ひますが、原則的に荒木委員から提案されましたこの決議に賛成いたす次第であります。

○須藤五郎君 私は少し質疑をいたしたいと思つておりましたが、今ちよつと席をはずしたので、質問が打切りになりましたので、質疑をすることができなくなつたのであります。私も、この法案にいろいろまだ不備な点もあり、不満な点もあつたが、賛成をしたいと思います。意見があら

まらぬので、地域的にいろいろ問題があると思つて、従いまして、今度九州のような場合は、非常に災害の程度が甚だしいという点、その点で、同額の三分の二という点、その点では、なか／＼むずかしい点が出て来る。而も地方では、今度は税金が集まりませんから、なか／＼容易なことではな

い。九州のようなところは、こういう状況、条件では復興ができないのではないか、そういう心配があるので、す。ですから、そういう点、大いに政府のほうで全額負担するといふような方向に今後進まれることを強く要望いたしまして、私は賛成いたします。

○木村守江君 私は自由党を代表いたしまして、公立学校施設費国庫負担法案並びに修正案並びに只今荒木君から提案されました同法案に関する決議案に賛成の意を表するものであります。ただ私は申し上げたいことは、災害復旧

に關しまして、その実際の状態を勘案

するとともに、原形復旧するといふことは勿論であります。なお、私は一歩進んで、教育施設の充実をはかるという点から考慮いたすならば、例え

ば、災害復旧の際に、橋梁等が災害にかかつた場合に、木橋は流され易い、そういう点から、永久橋にしなければならぬ所が永久橋に換えられてあります。今回の九州の災害において、私の聞いたところでありまして、災害地において、鉄筋コンクリートの小学校でありましたが、その所では一人も生徒児童が災害を蒙らずに、その学校に避難したために一命をとりとめたという立派な実例が挙つておるのであります。そういう点から考えますと、私は原形復旧というよりなことに

囚わるべきではない。むしろその地方の実情に即応した学校の建築をして行くといふことではなければならぬと考へるのであります。そういう点を考慮されるように希望いたしました。本法案に賛成いたしましたのであります。

○委員長(川村松助君) あと御意見ありませんか。御発言は尽きたものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(川村松助君) 御異議はないと認めます。それではこれより採決に入ります。公立学校施設費国庫負担法案を議題といたします。本案を可決することに賛成のかたの御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕
○委員長(川村松助君) 全会一致であります。よつて公立学校施設費国庫負担法案は全会に致を以て決することに決定いたしました。次に、只今討論中一ありました荒木君提案の附帯決議を

採決いたしました。荒木君提出の通り付帯決議を付することに賛成のかたの起立を願ひます。

〔賛成者起立〕
○委員長(川村松助君) 全会一致と認めます。よつて荒木君提出の附帯決議を付することに決定いたしました。なお、以下事務的な処置につきましては、慣例によりまして、慣例通り取計らつて御異議ありませんか。

○委員長(川村松助君) 御異議ないものと決定いたします。なお報告書には、多数意見者の署名を付すことになつておりますから、賛成のかたは順次御署名を願ひます。

多意見者署名
大野 秀次郎 吉田 萬次
大谷 費雄 谷口彌三郎
荒木正三郎 長谷部ひろ
木村 守江 八木 秀次
安部キミ子 高橋 道男
須藤 五郎 相馬 助治
深川タマエ

○委員長(川村松助君) 速記を止めて。
〔速記中止〕
○委員長(川村松助君) じや速記をつけて。
学校教育法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回において質疑は終了しておりますから、これより直ちに討論に入つて御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○相馬助治君 この際、議事進行の困難ですが、確認しておきたいのですが、本法案については或る会派から修正案があるように聞いたのですが、そ

これらの点を一つ委員長にたしかめたいと思ひます。
○委員長(川村松助君) 別に私のところへは出ておりません。

○相馬助治君 それじやお進め下さい。
○委員長(川村松助君) 御質疑は大體終了したと思ひます。終了したことに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議がないと認めます。
それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○須藤五郎君 私はこの法案に反対の意思を表明したいと思ひます。と申しますのは、今日まで教科書の検定は、府県の教育委員会に検定権があつたのを、その検定権を廃止して文部大臣一本の検定権にしようという趣旨であります。私が、私は今日の、これまで戦後やつて来ました文部行政の立場から見まして、文部大臣一本の検定にするということには或る危険を生じるといふうに考へるのであります。運営を一つ過ちますと非常な反動的な教科書、即ち昔の国定教科書のような教科書がで

き上るといふ懸念がありますので、先ずその点において私はこの法案に反対をしなければならぬと思ひます。なお大臣の検定権一本にしようという主張が、府県の教育委員会に検定権を持たすと府県版ができるというようなことが理由になつておりますが、私は今日の教育上、この地域的な特色があるといふことも一つの教育の妙味だといふように私はむしろ考へるのでありますから、このことはこの法案を作る

理由には余りなれないと思ひますので私はこの法案に反対の、簡單でありませが意思表明をしたいと存じます。
○相馬助治君 只今議題になつております学校教育法の一部を改正する法律案は、その内容とするところは、教科書の検定の制度をこの際新なる制度をこの際新なる角度から確立しようとする一つの意図を持つておるもので、誠に重要な法案であると存するものであります。この法案に關しましては我が党においては特に政調その他をして慎重に審議をいたしましたのであります。その過程においては賛否相半ばし、極めて重大なる関心を以て本法案の今日までの審議過程を本員は見守つて参つたものでございます。質疑の過程において明らかにいたしましたことをここで繰返して確認したいと思ひます。先ず文部大臣は、国定教科書に逆行する意図はいささかも持つていないといふ点。

第二は福井政務次官の言明といたしまして、現在行われております教科書審査の委員会については、大體において現行法を守り、なおより民主的な配慮をする意図を持つておるといふ言明でございます。

従ひまして私どもは現実の問題といたしまして、現在の府県教育委員会が教科用図書を検定することは、理論的には民主的であり望ましい姿ではあるけれども、現実には府県の教育委員会とその任に堪えるや否やといふことについては、誠に疑問なきを得ないと思ひます。誠に疑問なきを得ないと思ひます。誠に疑問なきを得ないと思ひます。誠に疑問なきを得ないと思ひます。

に、近き将来においてもこの重大なる使命を持ち得るような機構とその組織にまで成長するといふことは、望み得ないのではないかといふふうに考へら

れるのであります。従ひまして文部大臣一本に検定をするといふこのことは一応中央集権に逆行することであり逆行コースを行く感なきにしもあらずでございますけれども、先の政府言明並びに現在の置かれておる教科用図書の検定の制度、その實際等に鑑みまして私どももいたしまして、はこの法律案に對し、特に政府の言明を信頼いたしましてあえて賛成をするものでございませう。何とぞ文部当局におきましては、この法律案に對し、以上のことを申上げて賛成をいたしまする我が会派の意思のあるところを諒とせられ、文部省自身が教科用図書検定については、現在の審議会の制度において、日教組を初めとして、現場の教職員をその委員に喜んで採用し、これの審議に當つておる民主的態度をより進めることを強く要請するものでございませう。

以上を以て社会党第二控室を代表して、本法案に賛成の意思を表わす次第でございます。

○荒木正三郎君 私は社会党第四控室を代表いたしました。本法案に反対をいたすのでございませう。その理由は、第一は、教育委員会が、教育委員法の根本精神は、地方の実情に副うような教育をその住民の意思によつて行う、こ

ういうところにあると思ひます。従つて教科書はその教育を行う重要な教

材でございますので、どうしても教育委員会法の根本趣旨から考へて、教科書の検定権は都道府県の教育委員会が持つていふことが、この趣旨に叶つて

おる。これを文部大臣に移行して全国一本にするといふことは、中央集権の弊を免れることはできない。こ

うい

うい

うい

りふらに考えておるものであります。

それから第二番目の問題といたしましては、須藤氏からも述べられました。教科書の検定権が教育委員会にあると、地方まち／＼のものができて困ると、こういう意見があつたのでございますが、むしろ地方の特色といふものが加味されることがいいのではないかといふふうに考えておるわけでありま

す。地方にはそれ／＼特殊な事情もございます。氣候、風土の上から考えましても、又産業、いわゆる農、工、商、水産、こういうふうな産業の面から考えましても、それ／＼異なつたものがござります。こういうものを地方的な、特殊なものを教科書に織込んで行くといふことは、これは非常に必要なことじやないかと、こういうふう

に考えます。そういう意味におきまして、今度文部大臣に統一して検定権を持つといふことについては、私は相當な疑義を持つておりますので、以上のような理由によりまして、本法案に反対をいたすものでござります。

○委員長(川村松助君) ほかに御発言ございませぬか。
○深川タマエ君 文部大臣の責任において教科書の検査をされますことは、私賛成に存じますけれども、現段階においてはまだ修身、歴史、地理という学科も整備されておられませんし、修身のごときは徳育の基礎さえもはつきりと承つたことのない段階でござります。そういうときに果して文部大臣がどういふ抱負、どういふ標準に基いて検定をされますか、誠に不安でござります。その他英語、漢文、女子の家政科或いはお作法等々、時間の關係上、

政府の方針の聞けなかつたところも非常に多いことは残念でござりますけれども、とも角も各界の権威者をできるだけ大勢お集め下さいますと、今日日本のこの段階におきまして、将来の第二国民の養成に當つて遺憾なきよう、十分なる御配慮を頂きますことを附加えまして、改進黨を代表して賛成いたします。

○委員長(川村松助君) 別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。学校教育法の一部を改正する法律案を議院に供します。本案を可決することに賛成のかたの御起立を願います。
〔賛成者起立〕

○委員長(川村松助君) 多数でござります。よつて学校教育法等の一部を改正する法律案は多数を以て可決されました。
なお以下事務的なことは慣例の通り行いますことに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) 御異議ないと認めます。
なお報告書には多数意見者の署名を付すことになつておりますから、賛成のかたは順次御署名をお願いいたします。

- 多数意見者署名
- 相馬 明治 谷口弥三郎
 - 高橋 道男 劍木 幸弘
 - 木村 守江 大谷 賢雄
 - 深川タマエ

○委員長(川村松助君) それでは本日はこれを以て散会いたします。
午後二時五十六分散会

七月二十八日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助に関する請願(第二七二一三三号)
- 一、危険校舎改築費国庫補助増額等に関する請願(第二七二四四号)
- 一、学校給食法制定に関する請願(第二七七八号)(第二九八二二号)
- 一、義務教育費国庫負担法第二条改正等に関する請願(第二七八三三三号)(第二七八六号)(第二七九九九号)(第二八〇四号)(第二八一六号)(第二八六四号)(第二九三〇号)(第二九三二二号)(第二九七四号)
- 一、私学教職員共済組合法制定に関する請願(第二七八四四号)(第二八〇五号)(第二九八三三三号)
- 一、夜間大学設置に関する請願(第二八一四号)
- 一、公立学校施設整備費国庫補助増額等に関する請願(第二八一五号)
- 一、危険校舎改築費国庫補助等に関する請願(第二八一八号)
- 一、産業教育設備費国庫補助に関する請願(第二八一九号)
- 一、理科教育施設整備費国庫補助に関する請願(第二八六〇号)
- 一、危険校舎改築費国庫補助増額に関する請願(第二八六一号)
- 一、学校災害復旧法制定に関する請願(第二八六二二号)

一、学校建築基準改正に関する請願(第二八六三三三号)

- 一、中学校職業家庭科の産業教育費

一、危険校舎改築費国庫補助増額に関する請願(第二八六四四号)

- 一、危険校舎改築費国庫補助増額に関する請願(第二八六一号)
- 一、学校災害復旧法制定に関する請願(第二八六二二号)

一、公立学校施設整備費国庫補助増額等に関する請願(第二八一五号)

- 一、危険校舎改築費国庫補助等に関する請願(第二八一八号)
- 一、産業教育設備費国庫補助に関する請願(第二八一九号)
- 一、理科教育施設整備費国庫補助に関する請願(第二八六〇号)
- 一、危険校舎改築費国庫補助増額に関する請願(第二八六一号)
- 一、学校災害復旧法制定に関する請願(第二八六二二号)

一、私立学校施設整備費国庫補助増額等に関する請願(第二八一五号)

- 一、危険校舎改築費国庫補助等に関する請願(第二八一八号)
- 一、産業教育設備費国庫補助に関する請願(第二八一九号)
- 一、理科教育施設整備費国庫補助に関する請願(第二八六〇号)
- 一、危険校舎改築費国庫補助増額に関する請願(第二八六一号)
- 一、学校災害復旧法制定に関する請願(第二八六二二号)

国庫補助増額に関する請願(第二八六五五号)

- 一、旧満洲国国立大学ハルビン学院特修科第二部卒業生高等学校二級普通免許状授与の請願(第二九七二二二号)
- 一、定時制高等学校建築費国庫補助等増額に関する請願(第二九七三三三三号)
- 一、中学校建築基準改正に関する請願(第二一〇一〇号)
- 一、老朽校舎改築費全額国庫負担に関する請願(第三〇一一一号)
- 一、地方教育委員会廃止に関する請願(第三〇二二五号)
- 一、学校給食法制定に関する陳情(第三四四四号)

第二七二三号 昭和二十八年七月十日 八日受理

- 六・三制学校屋内運動場国庫補助に関する請願

請願者 京都府熊野郡久美浜町 長 岡田志郎

紹介議員 井上清一君

小、中学校における屋内運動場建設のため、昭和二十八年年度において最小限度九億円の国庫補助金を交付されたいとの請願。

第二七二四号 昭和二十八年七月十日 八日受理

危険校舎改築費国庫補助増額に関する請願

請願者 岡山県議会議員 峯谷初四郎

紹介議員 加藤武徳君

年々増加する老朽危険校舎の早急改築

第二七二五号 昭和二十八年七月十日 八日受理

学校給食法制定に関する請願

請願者 岡山県久米郡久米村長 黒田義夫外十名

紹介議員 江田三郎君 秋山長造君

学校給食は食生活の改善、国民体位の向上等に極めてけん着なる効果をあげ戦後最高の良國策であつたが、昨年から国庫補助金削減の措置は給食の經營を極度に困難ならしめて実情であるから、(一)学校給食法の制定促進、(二)小麦粉ならびにミルク代の全額国庫負担、(三)生活保護法の改正による困窮者の救済、(四)給食関係(栄養士を含む)の確保と身分の保障、(五)給食調理室の拡充強化、(六)給食用諸物資の免税ならびに減税等の措置を講じ、すみやかに学校給食法を制定されたいとの請願。

第二七二六号 昭和二十八年七月十日 八日受理

学校給食法制定に関する請願(八通)

および戦後の画期的な教育制度の改革に伴う学校施設整備の整備充実ならびに増加の傾向にある学校災害の復旧等は刻下の急務であり、関係当局の血のじむような努力にもかかわらず今日なお遅々として見るべき成果を収めていないから、(一)危険校舎急速改築のための国庫補助の予算措置とその立法化、(二)屋内運動場建設のための国庫負担の予算措置とその立法化、(三)未完成中学校々舎の急速整備のための国庫負担の予算措置とその立法化、(四)学校災害復旧費国庫負担の立法化等の実現を図られたいとの請願。

請願者 岡山県都窪郡妹尾町大字妹尾町一、四三一

高木清子外十一名

紹介議員 江田三郎君 秋山長造君

この問題の趣旨は、第二七七八号と同じである。

第二七八三号 昭和二十八年七月十日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正等に関する請願

請願者 東京都西多摩郡小曾木村南小曾木一八九五

坂理博外四百七十九名

紹介議員 石井 桂君

東京都は他県に例を見ない戦災による多大の被害を受けており、教育施設は大部分壊滅状態となつていまだに二部授業を行つてゐる実情にあるにもかかわらず、東京都他特定の地方公共団体に対して教育費の国庫負担金の交付を打ち切らうとする政府提出の義務教育費国庫負担法の臨時特別に関する法律案は、義務教育費国庫負担法の精神に反するものであるから、本法案に反対するとともに義務教育費国庫負担法第二条但し書きを削除せられたいとの請願。

第二七八六号 昭和二十八年七月十日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正等に関する請願(三通)

請願者 東京都新宿区赤城下町三一 西川崙外八百七十一名

紹介議員 岡田宗司君

この請願の趣旨は、第二七八三号と同じである。

第二八六四号 昭和二十八年七月二十日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正等に関する請願

請願者 東京都足立区梅田町九六八足立区教職員組合

内 細井 宥司

紹介議員 相馬 助治君

この請願の趣旨は、第二七九九号と同じである。

第二七九九号 昭和二十八年七月二十日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正等に関する請願

請願者 東京都豊島区要町三ノ九 広瀬久外二百九十七名

紹介議員 岡田宗司君

この請願の趣旨は、第二七八三号と同じである。

第二八〇四号 昭和二十八年七月二十日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正等に関する請願

請願者 東京都大田区女塚四ノ六 東京都教職員組合大田支部内 紛川真三郎外二十名

紹介議員 深川タマエ君

この請願の趣旨は、第二七八三号と同じである。

第二八一六号 昭和二十八年七月二十日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正等に関する請願

請願者 東京都豊島区池袋六ノ一九五二 宮沢昇外七十八名

紹介議員 石井 桂君

この請願の趣旨は、第二七八三号と同じである。

第二九三〇号 昭和二十八年七月二十一日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正等に関する請願

請願者 東京都品川区豊町六ノ二二五 山本甫外六百名

紹介議員 荒木正三郎君

この請願の趣旨は、第二七八三号と同じである。

第二九三一号 昭和二十八年七月二十一日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正等に関する請願(二通)

請願者 東京都世田谷区弦巻町二ノ三三三世田谷教職員組合内 名木橋忠男外八百八十三名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第二七八三号と同じである。

第二九七四号 昭和二十八年七月二十一日受理

義務教育費国庫負担法第二条改正等に関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒八ノ五六三 大森福子外四百四十五名

紹介者 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第二七八三号と同じである。

第二七八四号 昭和二十八年七月十日受理

私学教職員共済組合法制定に関する請願

請願者 岐阜市長森野一色富田 高校内岐阜県私学協会内 成井堅

紹介議員 深川タマエ君

平和的文化的な国民の育成には私学の振興にまつことが大であるとして、先に「私立学校法」、「私立学校振興法」が制定され、私立学校の基礎は確立したのであるが、一方教職員に關しては、国立学校の教職員に比してその待遇も悪く、その上充分なる共済方法もなく、多年にわたつて現在と将来に失望と不安を持ち、これが教育の振興充実に重大なる支障をきたしているから、是非とも私学教職員共済組合法を制定せられたいとの請願。

第二八〇五号 昭和二十八年七月二十日受理

私学教職員共済組合法制定に関する請願

請願者 静岡県焼津市中一四一ノ一 静岡県焼津高等学校 校内松永勇外二十八名

この請願の趣旨は、第二七八四号と同じである。

第二九八三号 昭和二十八年七月二十一日受理

私学教職員共済組合法制定に関する請願(二通)

請願者 静岡市西草深町七〇 室田有外七十六名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二七八四号と同じである。

第二八一四号 昭和二十八年七月二十日受理

夜間大学設置に関する請願

請願者 島根県議会議長 中島 龍一

紹介議員 小瀧 彬君

教育制度の改革によつて高等学校に定時制課程が設置せられ、勤労生徒に対する教育の機会均等が確立せられてゐるが、さらに大学に夜間課程を設置し、大学進学希望にもえる勤労青年に対し、大学教育をすみやかに実施せられたいとの請願。

第二八一五号 昭和二十八年七月二十日受理

公立学校施設整備費補助額等に関する請願

請願者 島根県松江市殿町島根 県教育委員会内 吉田 定善外六名

紹介議員 小瀧 彬君

公立学校の施設整備については新学制の発足に伴ひ昭和二十二年度から国庫

補助および市町村負担によつて逐年整備されているが、今なお重大問題が残され市町村は年々ともに次第にその窮状を深めつつあるから、(一)公立学校危険校舎改築費国庫補助の確保および補助額以外は全額起債承認方と災害復旧費国庫負担制度の完全なる立法化、(二)積雪寒冷溼潤地帯義務設置学校の屋内運動場建築のため国庫補助の確保と急速なる立法化、(三)未完成中学校校舎の急速整備のため国庫補助予算の確保と立法化等について善処せられたいとの請願。

第二八一八号 昭和二十八年七月二十日受理

危険校舎改築費国庫補助等に関する請願

請願者 岩手県議会議長 村上順平

紹介議員 川村 松助君

公立学校危険校舎改築のため、(一)危険校舎改築費に関する国庫補助法を制定し、その補助率は改築費の二分の一とし、年次計画をもつて改築の進行を図ること、(二)補助対象となる校舎の年令は五十年以上と限定することなく、かつ高等学校等も含め危険程度の高いものから順次改築を実施すること、(三)対象校数は原型復旧までの坪数とすること、(四)現在の危険校舎の改築は最大限度五箇年計画を目標とすること、(五)国庫補助を差引いた地方の負担額に対しては全額起債を認めること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二八一九号 昭和二十八年七月二十日受理

産業教育設備費国庫補助に関する請願

請願者 岩手県議会議長 村上順平

紹介議員 川村 松助君

産業経済の発展および国民生活の向上を期し経済自立に貢献する有為な国民の育成を目的として産業教育振興法が制定されたが、その裏付けとなる国庫負担率はわずかに三分の一であり、しかも残り三分の二の地方負担については地方公共団体の財政からしてまことに困難をきわめているから、国庫補助率を二分の一に引き上げるよう法制化し、すみやかにこれの予算措置を講ずるとともに産業教育設備費に關係する起債についてはその増額を図りひも付とせられたいとの請願。

第二八六〇号 昭和二十八年七月二十日受理

理科教育施設設備費国庫補助に関する請願

請願者 東京都港区芝愛宕町二ノ八六港工高内日本父母と先生全国協議会内西本啓

紹介議員 深川タマエ君

狭小なる国土に八千数百万の人々を擁し、天然資源に恵まれない日本が生きて行く道は産業の進展であり、その根本を国民に培うものは理科教科の完全実施である。しかるに次代を担う青少年の基礎教育に対しては何ら考慮されていないことはまことに遺憾であるから、基礎教育たる中学校、高等学校における理科教育のために、その施設設備に對して充分なる考慮を払われ国庫補助の措置を講ぜられたいとの請願。

第二八六一号 昭和二十八年七月二十日受理

危険校舎改築費国庫補助増額に関する請願

請願者 東京都港区芝愛宕町二ノ八六港工高内日本父母と先生全国協議会内西本啓

紹介議員 深川タマエ君

現在建築してから四十年以上を経過し、既に使用に耐えない老朽危険校舎は、全国小中学校合せて百六十五万坪に達し、八万九千学級、約四百万人の児童生徒が生命の危険にさらされながら勉強している現状であるから、これが抜本的解決策として、老朽危険校舎改築助成費を現行の三分の一から少くとも二分の一以上に増額せられたいとの請願。

第二八六二号 昭和二十八年七月二十日受理

学校災害復旧法制定に関する請願

請願者 東京都港区芝愛宕町二ノ八六港工高内日本父母と先生全国協議会内西本啓

紹介議員 深川タマエ君

現在学校の済害復旧に要する費用は、当局の調査によれば三百五十二億円を要するものといわれているが、この災害復旧を促進するために、学校災害復旧法をすみやかに制定せられたいとの請願。

第二八六三号 昭和二十八年七月二十日受理

学校建築基準改正に関する請願

請願者 東京都港区芝愛宕町二ノ八六港工高内日本父母と先生全国協議会内西本啓

紹介議員 深川タマエ君

かねて文部省においては、六・三制校舎の整備として児童生徒一人当り〇・七坪という応募基準のもとに学校校舎の建築を促進してきたが、これはあくまでも応急対策としての基準であつて正しい意味の学校建築の基準とはならないから、現行の学校建築基準である生徒一人当り〇・七坪を小学校は〇・九坪に、中学校は一・二五坪に改正せられたいとの請願。

第二八六五号 昭和二十八年七月二十日受理

中学校職業家庭科の産業教育費国庫補助増額に関する請願

請願者 東京都港区芝愛宕町二ノ八六港工高内日本父母と先生全国協議会内西本啓

紹介議員 深川タマエ君

産業教育を通じて勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得させるとともに工夫創造の能力を養い、もつて経済自立に貢献する有為な国民を育成することは産業教育振興法の目的である。しかるにその基礎教育たる中学校に對してはその国庫補助は各府県十校宛に指定し、一校当り三十万円程度の補助しか得ない現状であつて、これでは折角の産業教育振興法も徹底を欠く憾みがあるから、この際指定的補助を拡大して一般中学校の職業家庭科にも産業教育に対する国庫補助金を交付するよう取り計らわれたいとの請願。

第二九七二号 昭和二十八年七月二十一日受理

元滿洲国国立大学ハルビン学院特修科第二部卒業生に高等学級二級普通免許授与の請願

請願者 熊本県宇土郡宇土町南段原宇土高等学校内丹部義隆外二名

紹介議員 高良 とみ君

元滿洲国国立大学ハルビン学院特修科第二部は、昭和十五年四月滿洲帝國臣民大学令に従い滿洲国における軍官公署および会社に昼間勤務する青年を対象とした夜間三年の高等専門教育過程であり教授科目および内容も国立大学ハルビン学院と同一で教授も本科の教授が全員これに當り、卒業資格も滿洲国における大学と同一に認定されたのであるから、本卒業生に對して高等学校二級普通免許状を授与せられたいとの請願。

第二九七三号 昭和二十八年七月二十一日受理

定時制高等学校建築費国庫補助等増額に関する請願

請願者 山形市七日町山形県町村会館内山形県町村会内 松本長兵衛

紹介議員 海野 三朗君

青年教育の重大性に鑑み、終戦直後いち早く苦しい町村財政の中から多額を出費して定時制高等学校の建築に着手し一応の整備をみたものの、その後逐次狭あいを感じているが、町村財政は

今や窮乏の極に達しており、その新築はもろち論のこと増築さえも到底不可能の事情にあるから、定時制高等学校の建築に対し国費および県費補助を増額せられたいとの請願。

第三〇一〇号 昭和二十八年七月二十一日受理
中学校建築基準改正に関する請願

請願者 福島市杉妻町一五福島
県町村会内 横山宗延
外一名
紹介議員 石原幹市郎君
木村 守江君

町村は極めて困難なる財政の中にあつて義務教育の重要性に鑑み、新制中学校舎の建築に際しては万難を廃してその必要規模の最低限度まで完備するよう努力を払つてゐるのであるが、従来補助の対象となつてゐる基準は在校生徒一人当り〇・七坪以下とせられてゐるため実質上の町村負担はまことに容易でないから、これが基準坪数を生徒一人当り一・二坪まで引き上げられたいとの請願。

第三〇一一号 昭和二十八年七月二十一日受理
老朽校舎改築費全額国庫負担に関する請願

請願者 福島市杉妻町一五福島
県町村会内 横山宗延
外一名
紹介議員 石原幹市郎君
木村 守江君

六三制の実施に伴い町村は新制中学校舎の新築に急を要しこれに全力を尽しているため既設老朽小学校舎改築の要

に迫られながらも現今の町村財政をもつては到底その負担に耐え難いため、腐朽荒廢のまま放置の状況にあるから、これら老朽校舎の改築費に対しては全額国庫負担をせられたいとの請願。

第三〇二五号 昭和二十八年七月二十一日受理
地方教育会廃止に関する請願

請願者 福島市杉妻町一五福島
県町村会内 横山宗延
外一名
紹介議員 木村 守江君
石原幹市郎君

地方教育委員会の設置については、根本的に再検討すべしとの全国町村の要望を無視して昨年十一月より実施されたのであるが、予期の如く町村は自治行政と又行政との二執行機関に分離され、従つて両機関相互における手数繁雜は町村行政の簡素化に逆行するばかりでなく、町村の一元的行政執行を阻害し、いたずらに経費の増高をきたし、町村財政を圧迫するに過ぎない。しかもその取扱事務は小範圍に止まり、教職員的人事、教育上の指導、教科用図書採扱、教育職員研修等の重要な大半の事務は実質的に県教育委員会に依存せねばならない現状にかんがみ、町村教育委員会は必要性が少いから、すみやかに全廢の措置を講ぜられたいとの請願。

第三四四号 昭和二十八年七月二十一日受理
学校給食法制定に関する陳情

陳情者 岡山県児島郡離崎町離

崎小学校内 西田政一
外六名
学校給食は民主教育の見地から児童の体位向上、機会均等ならびに栄養改善等のためきわめて重要な国家的事業であるが、これが順次低調になりつつある現況にあるから、学校給食恒久継続の措置としてすみやかに学校給食法を制定せられたいとの陳情。